

加盟店取引基本契約条項

株式会社オリエントコーポレーション

記

第10条(原因取引に関する紛争)

1.乙と顧客との間(原因取引)に紛争が生じたときは、理由のいかを問わず、すべて乙の負担と責任においてこれを解決するものとする。2.クレジット契約に基づき丙の顧客に対する支払請求に対し、顧客が前掲販売法第30条の4又は第35条の3の19に基づき拒否(以下「支払停止の拒否」といふ)を主張したときは、丙は、乙に対してその旨を通知するものとする。①顧客が支払停止の主張を拒否したときは、丙は、乙に対してその旨を通知するものとし、乙は、直ちに当該支払停止の拒否を認めざるものとする。②支払停止の拒否の主張が乙、丙両の支払義務発生後に発生した場合は、丙は、丙が当該拒否事由が解消されるまでの間、その支払いを停止すること、当該拒否が支払義務発生後になされた場合は、乙は、丙の請求があり次第、直ちに丙の乙に対する支払相当額及び別記別報の取扱い数料相当額を保証して丙に差入れるものとし、③丙が顧客の支払停止の拒否事由が解消したと認めるとき、又は乙が当該拒否事由の不存在を立証したと丙が認めるときは、丙は乙に対し、前項に基づき支払いを停止した代金を支払い又は乙より差入れられた保証金を返還するものとする。④第10条の通知を行った日より2ヶ月経過後顧客の滞滞が無くなり、乙は丙の保証金は、丙の支払義務履行前との間にクレジット契約の承認効力を失ひ、丙の乙に対する支払義務は消滅し、支払義務履行後ときは当該保証金を乙の丙に対する債権に充当するものとする。3.乙の(立替金の返還)1次目のいずれかに該当する事由が発生した場合は、乙は、その旨を直ちに丙に通知するものとする。①原因取引について、前掲販売法又は特定商取引法の定めにより、顧客からその申込の撤回又は解除(原因取引のクーリングオフ)の通知が乙が受けたときは、②丙が顧客の支払停止の拒否事由が解消したと認めるとき、又は乙が当該拒否事由の不存在を立証したと丙が認めるときは、乙が乙の丙に該当する(1)乙の目的の履行行為が適量(日常生活において通常必要とされる分量・回数・期間を越し)を超えるような商品等の契約による場合、(1)適量を超える購入等した数量等から、2.の当該履行行為によって適量になる場合又はすべて適量であるにもかかわらず乙が既に既済する場合、2.のいずれかに該当する事由が発生した場合は、丙は乙の旨を直ちに乙に通知するものとする。③前掲販売法の定めにより、クレジット契約について、その申込の撤回又は解除(クレジット契約のクーリングオフ)の通知を受けたときは、④原因取引が前掲第20号の19に基づき、別報販売法の定めにより、クレジット契約について、その申込の撤回又は解除の通知を受けたときは、⑤乙による不実告知又は不利益事実の発覚の告知等不告知等事由が当該通知により、顧客からクレジット契約の通知を受けたとき、3次のいずれかに該当する事由が発生した場合は、その発生が丙による支払義務発生前の場合には、乙は、その債務を免れ、その履行後の責任には、又は、直ちに丙より支払われた金員及び別記別報の取扱い数料を丙に支払ふものとする。⑥乙が第4条の定めにより、顧客の原因取引又は合意解約したときは、⑦第11条各号に定める通知を乙が受けたとき、⑧前項各号に定める通知が丙が受けたとき、⑨顧客が前条第2項の支払停止の拒否を主張し、且、前項⑦号の通知が行われより2ヶ月経過後も、乙による当該拒否事由の解消又はその不存在の立証がなかつたと丙が認めると(但し、第15条に該当する事由が生じたときは、丙は、顧客等がクレジット契約又は前条第2項の合意解約の申込みをした旨を通知したとき、直ちにその内容を丙に通知しなければならないものとし、丙の事前の承諾なしに、顧客に対して、原因取引の合意解約の申込みをししは解除の意思表示をなし、又は原因取引の合意解約もしくは解除してはならないものとする。

第12条(顧客早期一括返済時の処理)

1.顧客が、丙のクレジット契約に基づく債務の期限内に完済した場合には、乙は、乙から受け取った販売手数料その他の金員(販売手数料相当額)を、丙の定める返済方法により支払ふたし金金を丙に返還するものとする。2.前項の場合には、丙の金員を顧客が前条第1項第1号に規定する第9条第1号の支払日又は丙の乙に対して発行した請求書に定める日(支払日)を支払ふものとし、丙、丙の乙に乙に対して支払すべき債権を丙名義で登録することができるものとする。第13条(禁止事項)

乙は、次の各号に規定する行為及びこれに類する行為を一切行わないこととする。①原因取引のない顧客に対して、乙の加盟店として乙の名義を第三者(乙を含む)が第三者が使用することを容認し(顧客以外の者にクレジット申込書を送付し又は作成させたことを含む)、あたかも乙が当該顧客と直接取引したかのように誤って丙に支払いを請求すること。②顧客又は連帯保証人の氏名、住所、年齢、職業、電話番号、勤続年数、勤続先、収入、資産情報等使用履歴の重要事項について虚偽又は偽造の疑いがあることを知りながら(顧客が丙にクレジット申込書を送付し又は作成させたことを含む)、顧客の申込みを丙に送附すること。③顧客の間(クレジット契約書記載の内容)で顧客取引がないこと、実質の顧客取引内容がクレジット契約書記載の取引内容が相違すること、丙のクレジット契約の申込みより真実の契約者ないし乙又は丙の疑いがあることを知りながら、顧客の申込みを丙に通知すること。④前条に規定し、顧客等からクレジット契約に基づく顧客の支払いを受領すること。⑤事項のいかんにかかわらず原因取引について、顧客との間で丙とクレジット契約書記載の内容と異なる合意をし又はクレジット契約書記載の内容について合意をすること。⑥丙が取扱いを承認していない販売方法等又は商品、役務もしくは権利について本契約及びクレジット債権取引を利用すること。⑦丙の承諾なく、乙の丙に対する債権を第三者に譲渡すること。⑧乙の債権に供すること。⑨一丙の原因取引について、丙とのクレジット契約以外に他の債権会社等のローン又はクレジット契約を併用すること。⑩顧客取引又はクレジット契約の内容につき不実の事項を告げたり、不利益なる事実を故意に告げたりしたとき、又は顧客に対して実際にその商品が有する以上の機能・性質があるように宣伝し誘引したするなど顧客を誤認又は困惑等させるような虚偽な情報やその他不正不当な情報等を使用して、原因取引に係る顧客及びクレジット契約を締結させたとき、⑪丙の顧客に対して第7条の拒否行為を行つたとき、⑫顧客に対して有する修理代金、掛金金、貸付金等の債権又はそれらに付する権利を主張して丙の顧客に代わって催告すること。⑬乙又は第3条の売掛金等の決済・回収のために債権取引を利用すること。⑭公序良俗もしくは公序良俗法令に反すること、又は監督官庁が指導情報、情報取扱い等を発する行為を行うこと。⑮本契約の締結及び継続に関し、前掲法律、政令、省令、省令、省令、省令の頒布、他の販売方法等その他丙に提出又は提出すべき事項に関し、虚偽の届出又は報告を行うこと。⑯顧客に対して通常必要とされる分量・回数・期間を超える商品の販売等をするとき。⑳乙の取扱い方法等の設置に関する書面やクレジット書面を送付しなかつた

、顧客に対して丙による当該請求に関する不実の回答を依頼したりするなど不正不当な行為をすること、㉑その他本契約に違反する行為をすること。

第14条(加盟店の利用)

1.乙は、自ら行なう原因取引についてのみな本契約に基づく債権取引を行えるものとし、丙の事前の書面による承諾なしで、この販売方法及び業務運営等(以下「加盟店等」といふ)の第三者に乙の名義で債権取引を行わせることのできるものとする。前、乙が乙の代理店等に本契約に基づく債権取引を行わせるときは、予丙の承認を得、前記に定める債権取引に関する取扱い事項中に記名・捺印の上、乙は丙らに差入れ、丙の承認を得るものとする。2.乙は、代理店等の取扱いに係る債権取引に関し、代理店等が第11条第3項各号に定める立替金の返還事由があるときは、乙が同項の支払義務を負うものとします。3.前項にかかわらず、丙が承認した代理店等が債権取引を利用して行った販売活動に関して代理店等の丙の乙に対抗する一切の債務につき、甲及び乙は連帯保証し、当該代理店等と連帯して履行する顧客へのものとする。

第15条(債権引開き)乙もしくは代理店等又は丙らの従業員(第13条及び第14条の違反行為があったときは、当然には当該クレジット契約上の債務を顧客と連帯的に受け、業務を全額を直ちに担って丙に支払ふものとする。2.前項の場合、乙は丙に対し、民法第435条乃至第439条の效果並びに前掲販売法第30条の4又は第35条の3の19に基づき、顧客の拒否行為を主張できないものとし、乙は丙に対して、当該クレジット契約の無効又は消滅(解除、解約、取消など)が生じた場合には、乙は、丙に対し、当該クレジット契約によって丙が取得すべき債権と顧客の金員を直ちに一括して支払ふものとする。

第16条(債権譲渡)

乙は、本契約に定める債務の履行を遅延したときは、その支払いを翌日からこれを元金15%の割合による返済計画を丙に支払ふものとする。

第17条(相殺)

乙が本契約もしくは他の契約又は法律の規定に基づき丙に対して金債権を保有する場合には、丙が丙に対して負っている債務があるときは、丙の丙に対する当該債務の丙に丙による金債権を対抗額として相殺できるものとする。但し相殺の意思表示は不要とする。

第18条(担保等の利用)

乙は、本契約に基づく債権取引拡大のための販売促進活動において、その出版物・販促物等に丙の商標・サークルマーク等を使用する場合は、丙の書面による事前の承認を得なければならないものとする。

第19条(貸受事項)

本契約の取扱条件の変更は、原則として基本契約の取扱条件の変更を要してのみ行えるものとする。第21条(連帯保証)1.連帯保証人は、本契約に基づき乙が丙に対して負担する一切の債務につき連帯保証し、乙と連帯して履行の責任を負担する。2.連帯保証人は、乙の丙に対する債務の丙を代位返済した場合においても、丙が乙に対する債務を額弁済を受けたまで、連帯保証人は一部代位を主張しないものとする。第22条(担保の提供)乙及び連帯保証人は、本契約の締結は継続し、丙より担保の提供を求められたときは、丙の承諾を得るを提供するものとする。第23条(債権及び預託)1.乙及び連帯保証人は、次の事由が生じたときは、第2項に定める事項につき、丙の請求する書類及び資料等を添えて直ちに報告するものとする。①原因取引に関する紛争の発生や支払停止の拒否事由の発生等。②第1項各号又は同条第2項各号の事由が生じたとき。③乙の承認方法や取扱商品の品名・権利に関する調査をする必要があると丙が判断したとき。④前掲販売法に基づく販売方法や取扱商品の品名・権利に関する調査をする必要があると丙が判断したとき。⑤事業譲渡、会社分割、合併、株主構成その他加盟店の組織に重大な変更が生じ乙及び連帯保証人が報告する事項は次のとおりとする。①前各号に定めること、②前項に基づき乙及び連帯保証人が報告する事項は次のとおりとする。①前各号の内容。②財務諸表、事業計画書その他加盟店及び連帯保証人の財産並びに取引状況。③及び乙の役員の特任取扱いにつき部分又は割合を受けたことの有無及びその内容。④第19条第1項に掲げる事項。⑤顧客からの苦情(罰金や取引のクレジット会社に対する使用を含む)の発生状況及びその内容。⑥カタログ、商品説明書その他勧誘や契約の締結に関して使用する書類等。⑦前各号に定めること及び丙が必要と認める事項。3.丙は、第1項各号の事由が生じたときは、乙及び連帯保証人の同意なく、前項の調査を行うことができるものとする。4.丙は、本契約に基づきクレジット契約を利用した加盟店に対して、乙及び連帯保証人の同意なく、任意の調査につき第2項(取引引開き)

第24条(取引引開き)

1.乙及び丙は、相手方がそのいずれかに該当したときは、何ら通知・催告することなく直ちに債権取引を停止することができるものとする。また、乙もしくは連帯保証人が次のいずれかに該当したときは該当するおそれがあるとの旨を通知し、丙は、乙が本契約に基づいて行った債権取引に関する調査を終了するまで、第2条に基づき支払いを停止し又は直ちに債権取引を停止できるものとする。①手形、小切

| | | | |
|------------|---|---|---|
| 加盟店契約締結年月日 | 年 | 月 | 日 |
|------------|---|---|---|

【加盟店控】

手の不渡りを1回でも起こしたとき。②差押、仮差押、仮処分、その他の強制執行又は滞納処分申立てを受けたとき。③破産、民事再生、会社更生、特別清算その他裁判上の倒産手続の申立てがあったとき。④本契約又は乙と丙とのその他契約に違反したとき。⑤債権取引において、故意又は重大な過失により相手方に損害を与えたとき。⑥債務の整理・調整に関する申立てがあったとき。⑦営業を停止又は廃止したとき。⑧乙の代表者が丙に対する支払いを遅延したとき。又は乙の職数社、子会社もしくは債権会社社の債権取扱いが、丙の債権に及ぼす影響が大きいとき。その他債権取引に関する本契約に定める事項が生じたとき。2.丙は、次のいずれかの事由が生じたとき又は又はおそれがある認めたとしたとき、乙に何ら通知・催告することなく、直ちに債権取引を停止し、また本契約に基づいて行った債権取引に関する調査が終了するまで、第2条に基づき支払いを停止できるものとする。①原因取引に関して紛争が生じたとき。②第11条第1項各号又は同条第2項各号の事由が生じたとき。③加盟店が第19条の届出や前条の報告を怠ったとき又は事実と異なる届出や報告をしたとき。④第19条の届出又は前条の報告の結果、本契約の継続が困難と丙が判断したとき。⑤加盟店情報交換センターの保有権を行使して履行する顧客への苦情が登録されているとき、又は当該苦情を調査した結果、本契約の継続が困難と丙が判断したとき。⑥乙によるネット・オフライン等もしくはは苦情処理機能が不十分又は不適切であると丙が判断したとき。⑦甲が基本契約に定める取引停止事由に該当したとき。3.乙及び丙は、相手方が前項各号のいずれかに該当し、本契約の継続が困難と認めるときは、何ら通知・催告することなく本契約を解除することができるものとする。

第25条

第26条

1.乙及び連帯保証人は、自ら、乙の子会社、関連会社もしくは関係者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜・ゴロ又は特殊能力者集団等、その他これらに準ずる者(以下、これを「暴力団員等」といふ)に該当しないこと、及び次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたつても該当しないことを約するものとする。①暴力団員等が経営を支配していると思われる関係を有すること。②暴力団員等が経営に実質的に該当していると認められる関係を有すること。③自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を有するものでなく、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること。④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供するなどの関与をしている又は認められる関係を有すること。⑤役員又は経営者に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。2.乙及び連帯保証人は、自ら、乙の子会社、関連会社もしくは関係者が、自ら又は第三者を利用して乙の丙らに該当する行為を行わなかつた確約的なものとする。③暴力の要する行為。④法的責任を超えた不当な要求を行うこと。⑤取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。⑥風俗を乱す行為。⑦偽計を用い、又は威力を用いて丙の債務を妨害し、又は乙の債務を妨害する行為。

⑦その前各号に準ずる行為。3.乙、連帯保証人、乙の子会社、関連会社もしくは関係等が、暴力団員等もしくは第1項各号に該当した場合は、も(1)第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づき丙に対して虚偽の申告をしたことが判明した場合、丙は、直ちに本契約を解除することができる。乙は、直ちに生じた損害の賠償を請求することができます。かつ丙には、損害賠償責任を負うものとする。

第28条(有効期間)

1.本契約の有効期間は特に定めません。但し、乙又は丙が3ヵ月以上の予告期間を定めて書面をもって相手方に本契約の解除を通知したときは、その期間の経過をもって本契約は終了するものとする。2.乙が1年以上本債権取引を行わなかつた場合には、丙は、乙が本契約の継続を希望しないものと看做し、通知・催告することなく、本契約を終了させることができるものとする。乙及び丙は、本契約終了前に本契約に基づいて取付く債権取引に基づく債務については、本契約終了後その履行義務を負うものとする。第29条(その他合意事項)

本契約の締結は前項と後項との間で、クレジットの取扱いに関する契約が締結されるとき、当該契約に基づき全ての債権取引については、取引条件を除き、本契約の約款が適用されるものとする。第29条(合意事項)

本契約にない紛争が生じたときは、債権譲渡の原則によりこれを解決するものとするが、万一訴訟の発生が生じたときは、乙又は丙の本会社、各支店・各センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を第一審裁判所とすることに合意するものとする。

【クレジット取扱い】

1.乙は、クレジットカー(以下「カード」といふ)の取扱条件が設定されている場合、丙から当該カードの貸与を受けている顧客(以下「会員」といふ)、カードを使用したクレジット契約の申込を受け付けることができるものとし、カード番号・有効期限等兩所定事項を確認の上、別途貸与の方法により丙の承諾を得るものとする。2.乙は、承認されたクレジット契約について、丙両定売上課金内容の請求を求めるとし、カードの番名欄とカード同一であること確認するものとする。③、番名に差異がある場合は、直ちに当該カードの取扱いを中止し、カードを返却するものとする。3.乙は、顧客の取扱いその他本契約に定める以外の一切に関する取扱いに関しては、丙の指示に準ずるものとする。

個人情報取扱に関する規定

株式会社オリентコーポレーション

第1条(目的)

本規定は、加盟店(以下「乙」という)と株式会社オリентコーポレーション(以下「丙」という)間で締結したクレジット取引に係る加盟店基本契約(クレジット利用に係る契約等を含む。以下「原契約」という)に定める乙・丙間の提携業務(以下「本件業務」という)における個人情報の取扱方法及び責任範囲等を定め、適切な個人情報の保護を図ることを目的とします。

第2条(用語の定義)

本覚書で使用する用語は次の意味で用いられるものとします。

①顧客

本件業務における乙又は丙の顧客(会員)及び連帯保証人(予定者を含む)をいいます。

②個人情報

顧客の情報にして、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」(以下「法」という)第2条第1項に規定する「個人情報」をいいます。

③クレジット契約書

本件業務において使用する丙所定の個別クレジット(以下「クレジット」という)申込書及び契約書をいいます。

④クレジットカード申込書

本件業務において使用する丙所定のクレジットカード申込書をいいます。

⑤クレジット関連帳票

個人情報が記載又は記録された、本件業務において使用する丙所定のクレジット契約書、クレジットカード申込書、集計表、連絡表、公的身分証明書の写しなどの帳票(映像・音声・電磁的記録などのデータを含む)その他クレジット契約又はクレジットカード契約に際して顧客から徴収する書類を総称していいます。

⑥クレジットカード番号等

丙又は丙が提携するクレジットカード会社が、その利用者に付与する番号、記号等(ID番号、パスワード等)の一切をいいます。

第3条(クレジット申込手続に係る個人情報の取扱い)

1. クレジット申込みの取扱い(クレジット及びクレジットカード同時売上の場合)

①乙(原契約において乙の代理店等が本件業務を取扱うことを認めている場合は当該代理店等を含む。以下当該代理店等を「取扱店」といい、乙と取扱店を総称して「乙等」という)は、顧客からクレジット申込みを受けた場合は、丙所定の「個人情報の取扱いに関する同意条項」(以下「同意条項」という)を顧客に明示し、クレジット契約書又はクレジットカード申込書の文言に従い顧客の同意を得たうえで、同意条項を顧客に交付するものとします。

②乙等は、丙に対してクレジット取引の与信を依頼する場合は、第1号に基づいて作成されたクレジット契約書及びクレジットカード申込書の安全管理措置を講じたうえで丙あてにFAX送信又はその他の手段で送付することにより行うものとします。この場合の安全管理措置は第5条に定める方法のいずれかによって行うものとします。

③前号に基づいて丙が与信の依頼を受けた場合、丙は、丙所定の審査によって与信判断を行うものとし、与信判断結果について速やかに乙等に通知するものとします。なお、この場合において、丙は与信判断理由(否決理由を含む。以下同じ。)は一切通知しないものとし、また乙等は丙に対して与信判断理由の照会は一切行わないものとします。

④丙の与信判断基準により、クレジット取引が不成立になった場合は、クレジット申込書又はクレジットカード申込書のうち乙等の控書面以外は顧客へ返還するか、顧客の承諾のもと乙等の責任により破棄するものとします。

⑤乙は前各号及び第4条乃至第12条に定める事項について、乙の従業者、取扱店及び取扱店の従業者に対して十分な指導及び監督を行うものとします。

2. クレジットカード申込みの取扱い(乙が取次ぎする場合)

①乙等は、クレジットカードの与信のために、丙へクレジットカード申込書を送付する際には、第5条に定める方法のいずれかの安全管理措置を講ずるものとします。

②乙は前号及び第4条乃至第12条に定める事項について、乙の従業者、取扱店及び取扱店の従業者に対して十分な指導及び監督を行うものとします。

第4条(乙等が収集・利用する個人情報の取扱い)

1. 乙等が本件業務に伴い収集利用できる個人情報は乙等の控書面に表示された情報項目に限られ、また、その利用目的も乙等の控書面に記載された目的に限られるものとします。

2. 乙等が前項以外の情報項目を収集したり、前項以外の利用目的のために個人情報を収集し利用する場合は、乙等はクレジット契約書又はクレジットカード申込書とは別の書面にて顧客に対し情報項目及び利用目的等を明示したうえで行うものとします。

3. 前二項により乙等が収集した個人情報は、あらかじめ明示した利用目的以外に利用しないものとします。

第5条(個人情報の授受に係る安全管理措置)

1. 乙等と丙間でクレジット関連帳票を伝達(授受・送信)する場合は、原則として、相手方の受領が確認されるまでを発信元の責任範囲とします。

2. クレジット関連帳票を伝達するにあたっては次のいずれかの手段によるものとし、別途当事者間において協議し決定するものとします。

①担当者間による受渡しの場合は、クレジット関連帳票の種類、枚数を相互に確認し、授受内容を記載し、相互に記名・押印等した記録を残すこと。

②FAX送信の場合は、送信先のFAX番号を短縮登録するにあたりテスト送信を行い、テスト送信後に送信先に対して受領確認を実施すること。

③郵送・宅配便の場合は、送付伝票の控の保管、送付内容明細控の保管又は送付明細用記録簿の作成により送付内容を特定、又は特定記録郵便・簡易書留郵便などを利用すること。

④専用線・電子メール・インターネットなどの伝送による場合は、乙等と丙間でID・パスワードを相互に設定・確認のうえ、送信データを暗号化すること及びアクセス記録の保管やID・パスワードの定期的な変更を実施すること。

第6条(個人情報の利用・保管・廃棄に係る安全管理措置)

1. 乙等及び丙は、本件業務に係る個人情報を取り扱うにあたっては、経済産業分野ガイドライン(丙においては金融分野ガイドライン、及び経済産業分野のうち信用分野におけるガイドラインを含む)に定める組織的、人的、物理的、技術的な各安全管理措置を講じるもの、ます。

2. 乙等及び丙は、クレジット関連帳票の保管及び廃棄(消去)については、各々が保管及び廃棄方法(保管責任者及び担当者の特定、クレジット関連帳票の保管庫の旋錠、一般ゴミとの分別による裁断・溶解・焼却等)を定め、自己の管理責任のもと行うものとします。

第7条(業務委託)

乙等及び丙は、本件業務に係る個人情報の運搬、保管、保存、入力・複写、修正、管理、出力、加工等の業務を第三者に委託する場合は、当該委託先と経済産業分野ガイドライン(丙においては金融分野ガイドライン及び経済産業分野のうち信用分野におけるガイドラインを含む)に沿った委託契約を締結するなど、自己の責任のもと安全管理措置を講じるものとします。

第8条(個人情報の問合せ及び開示)

1. 乙等は、顧客より丙が取り扱う個人情報の問合せ又は開示の請求を受けた場合は、当該顧客に対して、甲へ連絡するよう誘導するものとします。

2. 乙等は、第4条第2項に基づいて自らの利用目的で収集・利用する個人情報について問合せ又は開示請求を受けた場合は、乙等が既定の手続に基づき開示等するものとします。

3. 乙等又は丙の保有個人データが事実と相違する場合には、法に定める個人情報の訂正、削除又は利用停止を行うものとします。

第9条(クレジットカード番号等の適切な管理)

1. 乙等は、クレジットカード番号等の情報を委託先に預託する場合、クレジットカード番号単体の情報であっても、委託先において徹底した安全管理措置を講ずるものとします。

2. 乙等は、乙及びその委託先において、クレジットカード番号等の漏えいや紛失等の事故が発生した場合には、第12条の規定に従うものとします。

3. 前項の場合、乙等は、再発防止策の措置を講ずるとともに、丙による乙又はその委託先への指導、監督についてこれを積極的に受け入れ、対応するものとします。

第10条(モニタリング等)

1. 丙が必要と認めたときは、乙等に対し、乙等による個人情報及びクレジットカード番号等(以下、これらを総称して「個人情報等」という)の取扱状況等について報告を求め、また、個人情報等の取扱態勢について調査することができるものとし、乙等はこれに協力するものとします。

2. 前項の調査の結果、是正すべき事項がある場合には、丙は乙等に対して、個人情報等の取扱態勢の是正を求めることが出来るものとします。

第11条(禁止行為)

1. 乙等は、顧客本人に代わってクレジット契約書及びクレジットカード申込書に署名・捺印してはいけません。ただし、顧客において自できない相当の事由があり、丙が承諾した場合は、この限りではありません。

2. 乙等は、クレジット関連帳票に記載、記録されている個人情報を複写、転記などにより収集し、利用してはいけません。ただし、第3号第1項第2号及び第3条第2項第1号により、乙等が丙あてにFAX送信するためにクレジット契約書又はクレジットカード申込書を複写する場合を除くものとします。この場合、乙等は、当該複写物を当該目的以外に利用できないものとし、当該目的の終了後は遅滞なく乙等の責任により、当該複写物を廃棄するものとします。

3. 乙等は、クレジット関連帳票等に記載、記録されている個人情報(磁気媒体、電子媒体含む)を第三者に提供してはいけません。ただし、第7条に基づき、本件業務を委託先に対して委託する場合は除くものとします。

第12条(事故発生時の措置)

乙等(委託先を含む)は、本件業務の遂行に際して取り扱う個人情報の紛失・流失・漏えい等の事故が発生したときは、現状把握を行い直ちに丙に通知・連絡をし、発生した事故処理対応と二次被害防止対策を丙と協議決定し安全管理措置を講じるものとします。

クレジット加盟店の皆さまへ

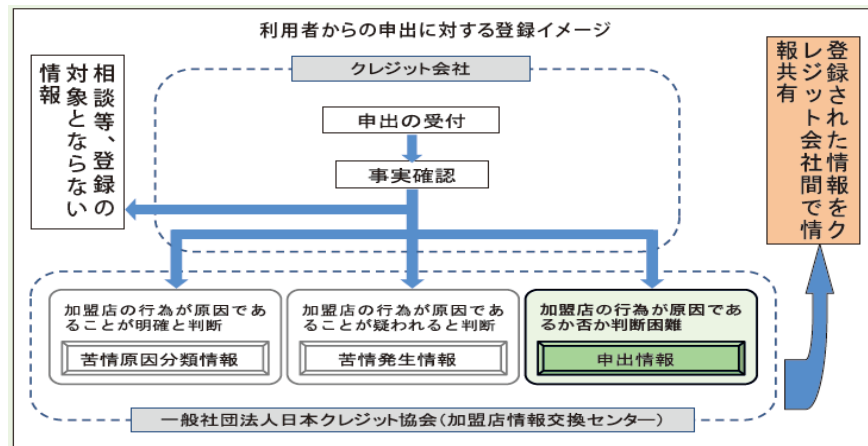
「加盟店情報交換制度」に関するご案内

株式会社オリентコーポレーション

加盟店情報の共同利用について
 一般社団法人日本クレジット協会加盟店情報交換センターは、下記のとおり個人情報保護法第23条第4項第3号にもとづく加盟店情報の共同利用を行っております。

1. 加盟店情報交換制度について
 一般社団法人日本クレジット協会（以下「協会」という。）は、割賦販売法第35条の18の規定に基づき、経済産業大臣から認定を受けております。
 協会では、認定業務のひとつである利用者（クレジットの利用者）等の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供を、加盟店情報交換センター（以下「JDMセンター」という。）において行っております。
2. 加盟店等から収集した情報の登録及び利用について
 加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM会員」という。）は、加盟店契約の申込を受けた際の加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査及び取引継続に係る審査等の目的のため、3. (2) 共同利用する情報の内容に定める各号の情報を収集・利用し、JDMセンターへ登録し、JDM会員によって共同利用します。
3. 加盟店情報の共同利用
 - (1) 共同利用の目的
 割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、JDM会員における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報及び当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を、当社がJDMセンターに登録すること及びJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。
 - (2) 共同利用する情報の内容
 - ①包括信用購入あっせん取引又は個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由
 - ②包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由
 - ③利用者等の保護に欠ける行為に該当した又は該当すると疑われる若しくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報
 - ④利用者等（契約済みのものに限らない）からJDM会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報及び当該行為と疑われる情報並びに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報
 - ⑤行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報
 - ⑥上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報
 - ⑦前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記④の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。
 - (3) 登録される期間
 上記(2)の情報は、登録日から5年を超えない期間登録されます。
4. 加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲
 協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取扱業者及びJDMセンター
 ※JDM会員は、協会のホームページに掲載しています。
 ホームページ<http://www.j-credit.or.jp/>
5. 制度に関するお問合わせ先及び開示の手続き
 加盟店情報交換制度に関するお問合わせ及び開示の手続きについては、下記6. 加盟店情報交換センターまでお申出ください。
6. 運用責任者
 ・一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）
 住 所：東京都中央区日本橋小網町14-1 住 居：日本橋小網町ビル
 電話番号：03-5643-0011（代表）

<お問合わせ先> ご不明な点がございましたら、弊社営業担当者よりご説明させていただきますので、弊社担当までご連絡ください。



◆加盟店情報交換制度に加盟するクレジット会社は、JDMセンターの下記情報を加盟店契約時の審査および加盟店契約締結後の適上審査のための参考情報として利用します。また、提供された下記情報に基づき、加盟店に対して具体的な調査を行うことがあります。

| 情報種別 | 概要 |
|----------|--|
| 苦情発生情報 | お客様からの申出等において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為を原因としている疑いがあるとクレジット会社が判断した情報 |
| 苦情原因分類情報 | お客様からの申出等において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為を原因としていることが明確であるとクレジット会社が判断した情報 |
| 申出情報 | お客様からの申出（加盟店に起因しないもの、誤解等を除く）の事実情報（苦情原因分類情報又は苦情発生情報に該当するものを除く。） |
| 苦情調査情報 | 割賦販売法に基づく加盟店調査を行った事実情報 |
| 強制解除情報 | 加盟店による利用者等の保護に欠ける行為があったことを事由として加盟店契約を解除した事実情報 |
| 行政処分情報 | 特定商取引法に基づく行政処分が公表された事実である情報 |

◆加盟するクレジット会社間で共同して登録・利用される情報は、一般社団法人日本クレジット協会および弊社のホームページに掲載しています。
 ●弊社ホームページ: <http://www.orico.co.jp>

利用者等の保護に欠ける行為とは (主な事例)

- 事実と異なることを告げて勧誘する（不実告知）
- 消費者にとって不利な事実があっても、わざと言わない（事実不告知）
- 不安にさせ、戸惑わせて契約を迫る（威迫・困惑）
- 契約をするまで長時間居座る、または「帰る」との意思表示をしたにもかかわらず、契約するまで帰さない（不退去・退去妨害）
- クーリングオフの期間内にもかかわらず、「クーリングオフはできない」と告げたり、威迫して困惑させるなどしてクーリングオフを妨害する
- 虚偽・誇大説明をする

など

加盟店情報交換制度は、改正割賦販売法により義務付けられているものであり、加盟店による悪質な行為を排除することを目的としております。
 趣旨をご理解いただき、苦情に係る調査等にご協力をお願いいたします。

JDMセンターに登録された情報に関する連絡窓口は、下記のとおりです。詳細はホームページをご参照ください。

**一般社団法人日本クレジット協会
 加盟店情報交換センター(略称:JDMセンター)**

東京都中央区日本橋小網町14-1
 住友生命日本橋小網町ビル
 TEL:03-5643-0011
 ホームページ: <http://www.j-credit.or.jp>

■改正割賦販売法の詳細は、経済産業省「消費生活安心ガイド」
<http://www.no-trouble.jp>をご参照ください。